

# ○勤務記録カードの取扱いに関する訓令

(昭和 36 年 10 月 6 日静岡県警察本部訓令第 17 号)

(目的)

第 1 条 この訓令は、職員（警察官及び警察行政職員をいう。以下同じ。）の身上、勤務経歴等に関する事項（以下「身上等」という。）を記録した勤務記録カード（以下「カード」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(カードの種類)

第 2 条 カードの種類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）によるカード（電磁的記録に記録された身上等を書面又は出力装置の映像面に表示したものをいう。以下同じ。）及び紙媒体によるカード（身上等を記載した書面をいう。以下同じ。）とする。

(カードの書式)

第 3 条 カードの書式は、次の各号に掲げるカードの種類の違いに応じ、それぞれ次に定めるものとする。

- (1) 電磁的記録によるカード 勤務記録カード（様式第 1 号）
- (2) 紙媒体によるカード 勤務記録カード（A）、勤務記録カード（B）及び勤務記録補助カード（様式第 2 号）

(カードの作成)

第 4 条 職員は、静岡県警察職員情報管理システムにより、電磁的記録によるカードを作成することができる。

(カードの管理)

第 5 条 県本部警務課長（以下「警務課長」という。）及び所属長は、電磁的記録によるカード（書面に表示したものに限り、次条において同じ。）を作成した場合において、当該カードが不要になったときは、確実に廃棄しなければならない。

(退職者のカードの取扱い)

第 6 条 退職した者の紙媒体によるカードは、警務課長及び県本部監察課長が保管するものとする。

- 2 警務課長は、警察庁その他の官公庁に転出のため退職した者のカードの内容に関して転出先官公庁から情報の提供を求められたときは、当該者の電磁的記録によるカードを送付するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和 36 年 10 月 6 日から施行する。
- 2 警察職員身上記録規程（昭和 23 年県本部訓令第 19 号）は、廃止する。

附 則(昭和 45 年 5 月 27 日県本部訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 45 年 5 月 27 日から施行する。

附 則(平成 13 年 7 月 24 日県本部訓令第 18 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 23 日県本部訓令第 13 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 23 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 3 日県本部訓令第 16 号)

この訓令は、令和 2 年 6 月 3 日から施行する。